

東広島市立中学校部活動地域展開推進方針（案）について

1 趣旨

少子化の進行や生徒のニーズの多様化、教員の長時間勤務や専門外指導の負担等により、従来と同様の学校中心の体制だけでは、生徒の活動機会を維持することが困難となっている。このため、学校部活動が培ってきた教育的意義を継承しながら、生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備することを目的として、「東広島市立中学校部活動地域展開推進方針」を策定するものである。なお、国においては令和 8 年度から令和 13 年度までを改革実行期間と位置付け、期間内に、原則として全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すこととしている。

2 経緯

本市における部活動の地域展開のあり方については、令和 5 年 1 月から東広島市立中学校部活動地域展開検討会議（有識者会議）を中心に議論を重ねてきた。

こうした中、部活動地域展開推進方針（案）について、令和 8 年 7 月開催の第 8 回検討会議において、委員からは、指導者の確保・育成、安全管理体制、保護者や地域への周知・理解促進、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動との連携、推進体制の整備等に関する意見が出されたが、推進方針案の大きな方向性については概ね合意が得られた。

今後は、パブリックコメントを実施し、市民意見を踏まえて推進方針を修正した上で、10 月に第 9 回検討会議を開催し、教育委員会定例会での議決を経て方針を策定する。また、令和 9 年度以降の具体的な制度設計、予算及び組織体制の検討を進めた上で、令和 10 年度中に休日の学校部活動の地域展開を行っていく。

3 推進方針（案）の概要

（1）基本目標

希望するすべての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる

（2）基本方針

- ・子どもの「やってみたい」を応援
- ・生涯にわたり親しめる環境づくり
- ・持続可能な活動体制づくり
- ・多世代交流による地域づくり

（3）地域展開による期待効果

- ・生徒：活動機会の充実、新たな種目への挑戦、選択肢の拡大
- ・学校：教員の負担軽減、教育の質の向上
- ・地域：多世代交流の促進、地域活性化、生涯学習の推進

（4）地域展開の時期

- ・令和 10 年度中に休日の学校部活動を地域展開する
- ・平日の学校部活動は当面継続し、状況を見ながら段階的に改革を進める

(5) 平日・休日の過ごし方

- ・生徒は、平日と休日に同じ活動を行う、異なる活動を行う、休日のみ活動する、活動せず自分の時間を過ごすなど、目的や生活スタイルに応じて主体的に選択する

(6) 認定地域クラブ及び認定地域クラブ活動

- ・市教育委員会が認定した地域の多様な団体等が実施するスポーツ・文化芸術活動を「認定地域クラブ活動」と位置付ける
- ・認定地域クラブ活動を実施する団体又は組織を「認定地域クラブ」とする
- ・認定地域クラブ活動は、学校教育外の社会教育活動として、休日の学校部活動に代わる主な活動機会とする

(7) 実施体制

- ・教育委員会・・・制度設計、認定、情報発信、関係機関との調整、活動機会の確保に向けた整備
- ・運営団体・・・実施主体の管理、指導助言、会費徴収、運営人材の確保・育成、危機管理
- ・認定地域クラブ・・・活動計画の作成、活動の実施、大会等への引率、安全管理、参加者・保護者との連絡対応

(8) 認定地域クラブ活動について

- ・活動時間は休日3時間程度
- ・原則として休日のうち1日を休養日とする
- ・活動場所は学校や公共施設等を活用
- ・参加費は参加者又は保護者の負担を基本とし、可能な限り低廉な設定に努めるとともに、経済的に困窮する世帯への支援を含め、必要に応じて負担軽減策を講じる
- ・保険加入を義務付け、安全管理を徹底する
- ・指導者には研修受講を求め、体罰・ハラスメントを根絶する

(9) 学校との連携

- ・認定地域クラブは、生徒の在籍校と活動方針、活動計画及び活動状況等を共有する
- ・学校行事、定期試験、施設利用等を踏まえて活動計画を作成する

(10) 大会・コンクール

- ・中学校体育連盟主催大会等は、中学校単位での参加を基本とする
- ・大会等への参加に際し、関係者が主催団体の規程等を確認し、引率や保険等に対応する

(11) 教員の兼職兼業

- ・教員等が認定地域クラブの指導に関わる場合は本人の意思を尊重する
- ・本務への支障や健康面を確認した上で適切な手続きを行う

4 推進方針策定のスケジュール（予定）

令和8年	8月	文教厚生委員会へ推進方針（案）を報告
	9月	パブリックコメントを実施
	10月	第9回検討会議を開催し、パブリックコメントを踏まえた修正案を協議
	10月	教育委員会定例会で推進方針を議決
	11月	文教厚生委員会へ策定した推進方針を報告

東広島市立中学校部活動地域展開推進方針（案）

令和 8 年 7 月
東広島市教育委員会

I はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、本市におけるスポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

また、学校部活動は体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢での交流を通じて、生徒同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の育成など、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な役割を果たしてきました。

しかしながら、少子化の進行や社会の変化に伴う生徒のニーズの多様化などにより、従前と同様の体制で学校部活動を運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、教員の専門性や意思に関わらず、顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められています。

こうした状況を受け、国（スポーツ庁及び文化庁）は、適切な休養日の設定や外部指導者の採用など、部活動の改革を進めてきました。そして、令和7年12月に「部活動改革及び新たな地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と設定し、この期間内に原則全ての学校部活動において、休日の学校部活動の地域展開の実現を目指すこととしております。

こうした国の動向を受け、市教育委員会では、「東広島市立中学校の部活動の地域展開に係る検討会議」を設置し、関係団体や学校、庁内関係部局と協議を重ねてきました。合わせて、部活動指導員の配置やモデル事業の実施により、競技や地域の実情に応じた移行や運営体制のあり方について検証を進めています。

この度、市教育委員会は市内の実情に応じた部活動の地域展開を着実に推進するため、「東広島市立中学校の部活動地域展開推進方針」を策定し、スポーツ・文化芸術活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

本市でこれまで、教員等の献身的な取組により支えられてきた「活発な部活動」の成果を踏まえつつ、将来にわたって持続可能なスポーツ・文化芸術活動を推進し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と本市におけるスポーツ・文化芸術活動の一層の活性化に向けて、新たな活動環境の構築を推進していきます。

なお、本推進方針は、国や県の方針、地域クラブ活動^{（注1）}の体制整備状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

（注1）「地域クラブ活動」とは、地域の指導者等が指導するスポーツ・文化芸術活動

Ⅱ 本市の市立中学校の学校部活動を取り巻く状況

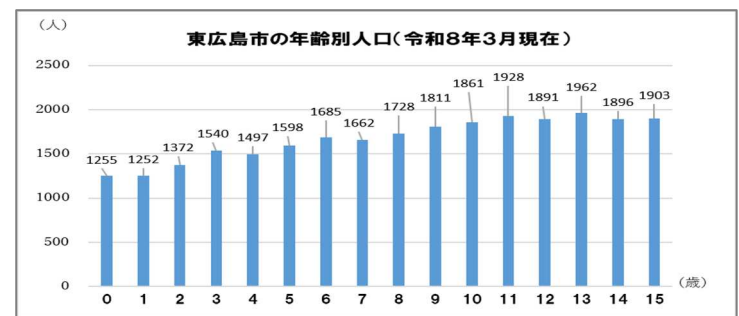
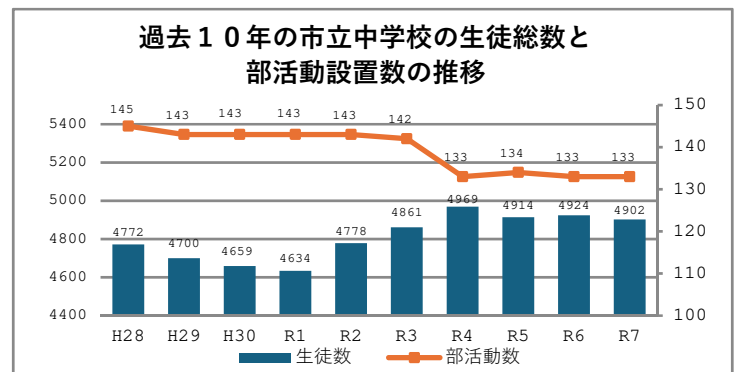
1 本市における中学校生徒数と学校部活動の状況

過去10年間における本市の市立中学校の生徒数の推移を見ると、全体としては4,700人から4,900人台で推移していますが、生徒数は令和4年度をピークに、直近では緩やかな減少傾向に転じています。

また、年齢別人口の状況を見ると、現在の中学生年代では一定規模の人口が維持されているものの、年齢が低くなるにつれて人口は段階的に減少しており、将来的には中学生数の減少が見込まれる状況にあります。

学校部活動設置状況については、近年は大きな変化は見られないものの、生徒数の推移や学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、各学校において運営上の工夫や調整が行われています。

さらに、学校ごとの状況を見ると、市内中心部では生徒数が比較的多く、多様な学校部活動が設置されている一方、市内周辺部では生徒数が少ないことから、設置できる学校部活動数が限られるなど、学校間で部活動環境に差が生じています。今後は、こうした地域間の格差にも配慮しながら、生徒が活動内容を選択しやすい環境づくりを検討していくことが求められます。



令和8年度東広島市立中学校部活動一覧

	西条	向陽	八本松	志和	高屋	磯松	松賀	高美が丘	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	中央	もみじ
陸上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
ソフトテニス	○	○	○	(男子)	○	○	○	○	○	○	(女子)	○	(女子)	○	
バレーボール	○	○	○	(女子)	○	○	(女子)	○	(女子)			(女子)	(女子)	(女子)	(女子)
軟式野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	(男子)
バスケットボール	○		(女子)		○		(女子)	(女子)	○				(男子)	○	
卓球	○	(女子)	○	(女子)	○	○	(男子)		○				(男子)	○	
剣道		○	○		○	○			○					○	
柔道	○				○		○		○						
サッカー									○					○	
女子ソフトボール							○								
ゴルフ				○											
吹奏楽	○	○	ギター マンドリン	○	○	○	○	音楽	○			○	○	○	
家庭科	○	○	○		○	○	○		○					○	
美術・芸術 総合芸術	○	○	○		芸術	○	○		総合芸術					○	
パソコン 技術	○	○				○			○					○	
総合文化				○				○		○	○		○		
書道	○		○			○								○	
茶華道 琴曲					○										
科学			○												
国際理解	○														
合唱					○										
レクリエーション					○										
栽培							○								
合計	13	10	12	8	14	11	12	7	13	3	4	4	6	13	3

2 アンケート調査結果

市教育委員会では、令和8年2月に児童生徒やその保護者及び中学校教職員に対し、学校部活動や学校外での習い事の実態や意識、部活動の地域展開に対する考え方等についてアンケート調査を実施しました。対象と回答数は以下のとおりです。

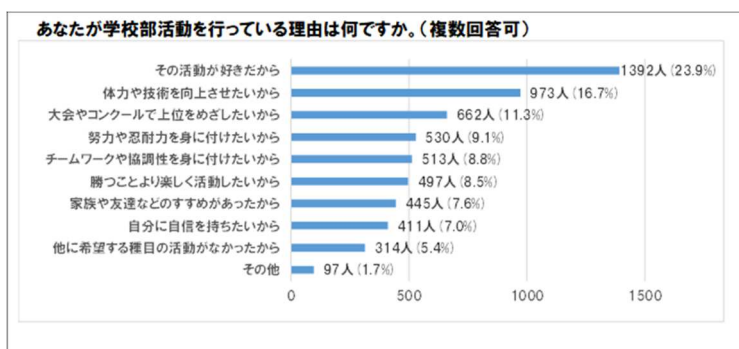
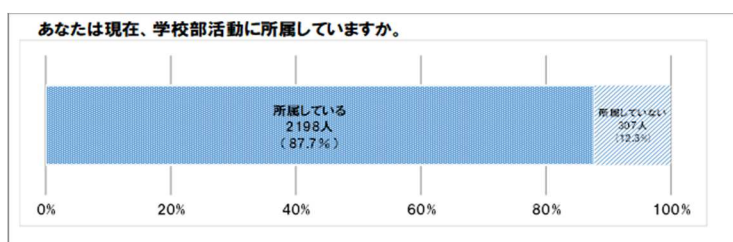
対象	対象者数	回答者数	回答率
小学校第4・5・6学年児童	5,335人	3,890人	72.9%
中学校第1・2学年生徒	3,133人	2,505人	80.0%
小学校第4・5・6学年保護者	5,355人	2,131人	39.8%
中学校第1・2学年保護者	3,133人	1,022人	32.6%
中学校教職員	377人	275人	72.9%

(1) 中学生の活動状況

中学生の学校部活動への所属状況を見ると、「所属している」と回答した生徒は87.7%と高く、多くの生徒が学校部活動に参加している実態が確認されます。一方で、一定数の生徒は学校部活動に所属しておらず、活動状況の多様化がうかがえます。

学校部活動を行っている理由としては、「その活動が好きだから」が最も多く、「体力や技術を向上させたい」「大会やコンクールで上位をめざしたい」など、技能向上や目標達成を重視する回答が多く見られました。また、「努力や忍耐力を身に付けたい」「チームワークや協調性を身に付けたい」といった心身の成長や人間関係の形成を重視する回答も一定数あります。

このほか、「家庭や友達とのつながりがあるから」など多様な理由が挙げられており、学校部活動は生徒一人一人の異なる動機や背景を受け止める重要な教育的活動となっています。こうした結果を踏まえ、今後は生徒の多様な目的やニーズに応じた活動の在り方を検討していくことが求められます。



(2) 児童生徒の多様化するニーズ

中学生が取り組みたい活動を見ると、運動系・文化系ともに幅広い分野への関心が示されており、児童生徒の興味や希望が多様化していることが分かります。従来からの学校部活動に多い種目に加え、新たな分野への関心も見られます。

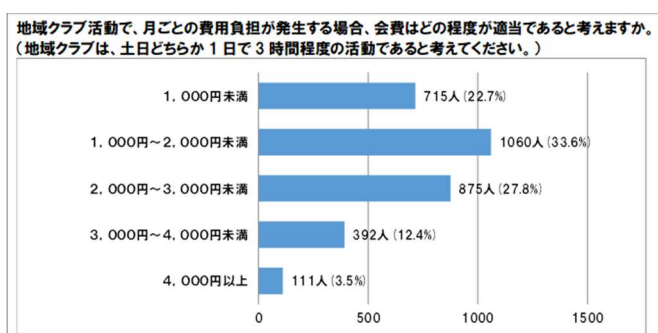
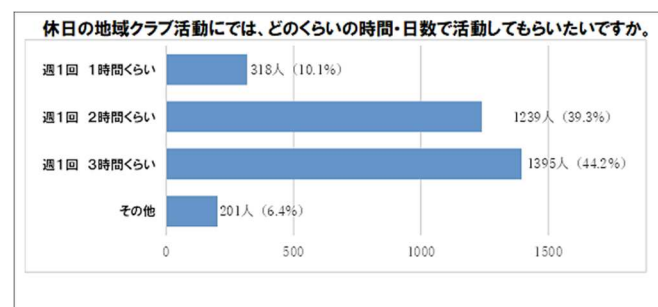
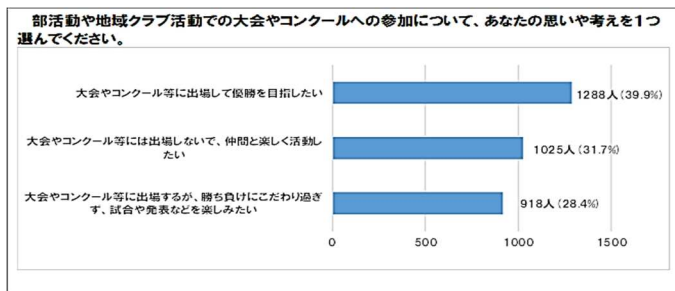
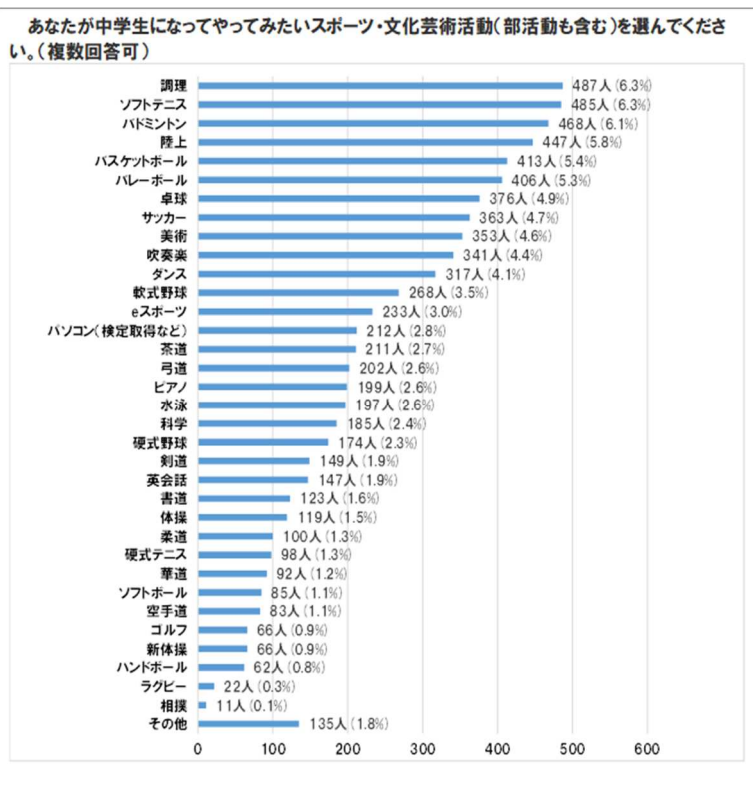
また、大会やコンクールへの参加については、成績向上を重視する生徒が一定数いる一方で、楽しさや仲間との関わり、健康づくりを重視する生徒も多く、活動に対する目的や価値観が多様であることがうかがえます。

これらの結果から、児童生徒一人一人の目的に応じた活動の場を確保していくことが重要であり、多様な選択肢を備えた活動環境の整備が求められます。

(3) 小中学生保護者の意識

地域クラブ活動における活動時間・日数について保護者の意識を見ると、「週1回 3時間程度」(44.2%)や「週1回 2時間程度」(39.3%)を希望する回答が多く、一定の活動時間を想定している保護者が多いことが分かります。一方で、「週1回 1時間程度」と回答した保護者も一定数存在しており、家庭や子どもの状況に応じた考え方が見られます。

また、月額費用負担については、「1,000円～2,000円」及び「2,000円～3,000円」とする回答を合わせると、3,000円未満の負担を想定する保護者が8割以上を占めており、一定の受益者負担



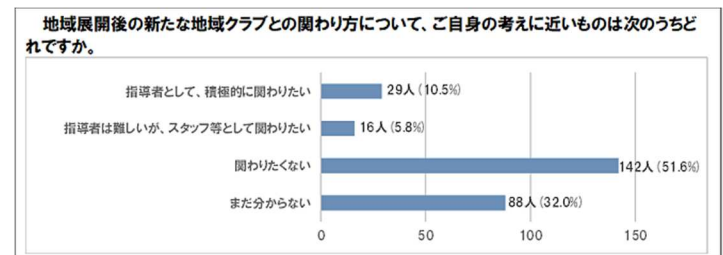
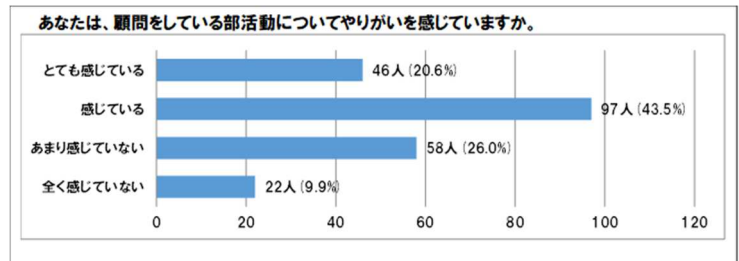
については理解がうかがえる一方で、費用負担が過度なものとならないよう配慮する必要があります。一方で、4,000円以上の負担を適当とする回答は少数にとどまっています。

(4) 教職員の意識・実態

学校部活動に対するやりがいについて見ると、「とても感じている」「感じている」と回答した教員が64.1%である一方、「あまり感じていない」「全く感じていない」と回答した教員も35.9%存在しており、学校部活動に対する意識や受け止め方には差が見られます。

また、地域クラブ活動への関わり方については、「指導者として関わりたい」「スタッフ等として関わりたい」といった前向きな回答は少数(16.3%)にとどまっており、「関わりたくない」(51.6%)、「まだ分からない」(32.0%)と回答した教員が多数を占めています。

これらの結果から、教員の経験や意欲には個人差があり、特に地域クラブ活動への関与については慎重な姿勢が広がっている状況がうかがえます。



3 学校の働き方改革

近年、教職員の長時間労働が喫緊の課題として認識され、働き方改革のさらなる推進が求められています。特に学校部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」(文部科学省『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』令和2年9月)と指摘されています。

本市において、「令和7年度東広島市立中学校の時間外在校等時間の現状」によると、時間外在校等時間が月45時間以上の教員が全体の43.6%に上っております。また、先に挙げたアンケートにおいて、教員の学校部活動指導に関する経験を見ると、競技・活動経験や指導経験を有する教員がいる一方で、競技・活動経験がない、または指導経験がない教員も相当数(51.5%)存在しており、経験の乏しい教員が一定割合いる状況が確認されます。

時間外在校等時間の多さや、未経験種目の指導は、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも大きな負担となっていることが想像されます。

Ⅲ 取組の成果と課題（Ｒ４～Ｒ７）

１ 部活動の地域展開に係る検討会議の実施（全７回）

市教育委員会では、部活動の地域展開を進める上での課題の検討や本市の基本方針を協議する場として学校、地域、大学等の代表者による検討会議を開催しています。これまで７回開催し、本市の進捗状況についての意見交換や、国、県の動向や先進事例の状況等の話し合いを行いました。

回	開催日時	内容
第１回	令和５年１月３１日	本市における新たなスポーツ・文化芸術活動の在り方について（フリーストーク）
第２回	令和５年８月３日	「東広島市立中学校部活動の地域展開に係る受入調査」アンケート報告 - 県による部活動の地域移行に係る市町会議の報告 - 外部指導者に係る他市町の状況 - モデル校（志和中学校）の現状と課題 - 東広島市立中学校の部活動の地域展開に係る種目別指導者・支援者の確保にむけて
第３回	令和６年３月１３日	- 先進地域（静岡県掛川市）視察の報告 「東広島市立中学校の部活動地域展開に係るアンケート調査」の報告 - 令和６年度の部活動の地域展開に係る実践モデル地域の設置等についての報告 - 今後の部活動の地域展開に係るロードマップについて
第４回	令和６年８月２６日	- モデル地域の現状について - 本市のスポーツ・文化芸術活動の現状について - ロードマップについて
第５回	令和６年１０月１１日	- 東広島市立中学校の部活動の地域展開推進方針について - 今後のスケジュールについて
第６回	令和７年１１月５日	- 令和７年度における国の動向と本市の今後のスケジュールについて - これまでの検討会議における主な委員意見と対応方針について - 部活動の地域展開に係るこれまでの本市の取組みについて - 意見交流（今後のスケジュールについて）

第7回	令和8年3月18日	・ 前回の検討会議における主な委員意見と対応方針について ・ アンケート結果、部活動の地域展開に関する意見について ・ 国の施策動向について ・ 東広島市立中学校の部活動地域展開推進方針（案）について ・ 意見交流
-----	-----------	---

【成果】

- ・ 様々な立場（中学校、保護者、大学、各種協会等）からご意見をいただくことで、多様な関係者による情報共有を図ることができた。

【課題】

- ・ 体制整備や取組方針など、更なる具体的な方針を整備していく必要がある。

2 部活動指導員の配置

学校部活動を担当する教員の負担軽減や専門性を活かした学校部活動の指導を行うために、部活動指導員の配置を行ってきました。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
種目	陸上 ソフトテニス	陸上 ソフトテニス、 バレー 野球	陸上 ソフトテニス バレー 野球	陸上 ソフトテニス バレー 野球 柔道	陸上 ソフトテニス バレー 野球 柔道 ゴルフ バスケ 美術	陸上 ソフトテニス バレー 野球 柔道 ゴルフ バスケ 美術 卓球 剣道 トレーナー	陸上 ソフトテニス バレー 野球 柔道 ゴルフ バスケ 美術 卓球 剣道 ソフトボール 吹奏楽 総合文化
人数	2人	4人	4人	8人	10人	21人	25人

【成果】

- ・ 教職員の負担軽減、生徒が専門的な指導が受けられる機会の確保につながった。
- ・ 競技経験のない顧問にとって、技術指導を担う必要がないことは、精神的な負担の大きな軽減につながった。

【課題】

- ・ 配置人数が限られていることにより、要望のあった全ての学校部活動に対しての指導者配置が必要である。

3 モデル地域等での試行

生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と本市におけるスポーツ・文化芸術活動の活性化を図るため、既存の組織・団体と連携しながら外部指導者の配置

を行ってきました。

（１）地域連携モデル

令和５年度から志和中学校を指定し、学校運営協議会を活用し、体育振興会や教育振興会と連携しながら、外部指導者を配置しました。

令和５年度	令和６年度	令和７年度
８部活１２名	７部活１０名	７部活１１名

（２）大学連携モデル

令和６年度から、広島大学及び広島国際大学と連携し、西条地域及び黒瀬地域において学生アシスタントを配置しました。さらに、令和７年度からは、近畿大学工学部とも連携を開始し、高屋地域、河内地域及び安芸津地域へ取組を拡大しています。

	令和６年度	令和７年度
中学校数	５校（西条、向陽、松賀、中央、黒瀬）	１０校（西条、向陽、八本松、松賀、中央、黒瀬、高屋、高美が丘、河内、安芸津）
部活動数	１５部活	２９部活
学生数	１９名	３９名

（３）団体連携モデル

令和６年度から、市内競技団体等と連携し、外部指導者を配置しました。

	令和６年度	令和７年度
中学校数	５校（八本松、高屋、高美が丘、磯松、豊栄）	４校（八本松、高屋、磯松、豊栄）
部活動数	５部活	５部活
指導者数	６名	５名

【成果】

- ・生徒の意欲や技術力の向上につながった。
- ・専門外の部活を担当する顧問の精神的負担軽減につながった。

【課題】

- ・生徒への承認や励ましといった適切な声掛けの仕方等の研修が必要である。
- ・指導者の活動可能な日が限られていることから、継続的な指導体制を確保する必要がある。
- ・特定の競技や活動内容に対応できる指導者を配置する必要がある。

IV 本市における地域展開の方向性

1 目的

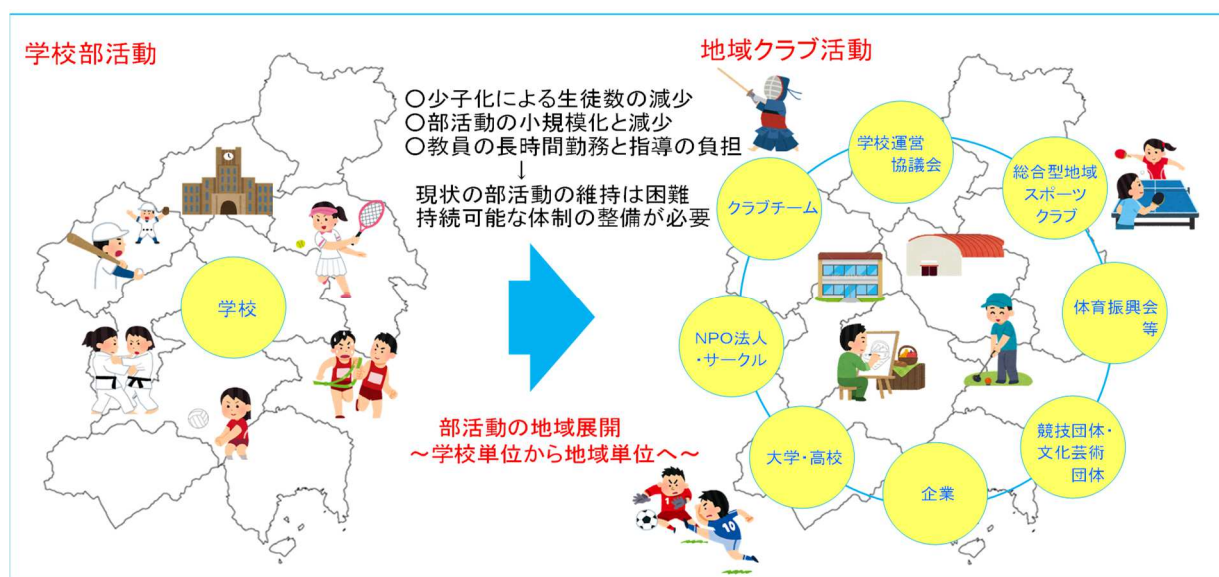
学校部活動は、これまで、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、競技力や技能を向上させるとともに、達成感や連帯感を育む活動として、長年、日本独自のシステムとして定着してきました。

しかし、少子化に伴い活動が制限される状況や、経験のない教職員が指導を担う状況など、これまでと同様のあり方で学校部活動を継続することは難しくなっており、近年、抜本的な改革が必要となっています。

令和7年12月に策定された国の最新ガイドラインにおいては、部活動改革の理念として、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、部活動改革を進めることが不可欠であることが示されています。また、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することや、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要であるとされています。

本市における部活動の地域展開も、こうした国の考え方を踏まえ、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という認識のもと、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成等を図るとともに、地域に新たな価値を生み出し、より良い地域づくりにつなげていくことを目指します。

そのため、「希望する全ての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる」持続可能な地域クラブ活動を目指し、学校を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境を整え、子どもの多様な活動機会の創出を「チーム東広島」で進めていきます。



2 基本目標

希望する全ての生徒が、生涯にわたって地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に主体的に親しみ、豊かな人生を切り開くことができる

3 基本方針

- 子どもたちの「やってみたい」を応援し、夢や目標に向かって挑戦できる環境づくり
- 生涯にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり
- 活動を継続できる体制づくり
- 多世代の交流による地域のつながりづくり

4 地域展開で期待される効果

子ども 充実した活動、新たな活動や複数の活動に参加

地 域 生涯学習の推進、多世代のつながりの充実

学 校 子どもと向き合う時間の確保による教育の質の向上

5 時期

国が示す改革実行期間（R 8～R 13）を踏まえ、本市においては令和10年度中に休日の「学校部活動」に代わる「新たな環境でのスポーツ・文化芸術活動」を展開していきます。平日の学校部活動については、当面継続していき、地域展開の状況を踏まえながら、諸課題の解決を図りつつ、より望ましいスポーツ・文化芸術活動の在り方の実現に向けて改革を進めていきます。

**令和10年度中に、休日の「学校部活動」は、
「新たな環境でのスポーツ、文化芸術活動」に変わります。**

	令和9年度まで	令和10年度	令和11年度から
平 日	学 校	学 校	学校
休 日	学 校	学校→地域	地域

※ 令和10年度以降、地域クラブによっては、平日を含めた地域展開も可能です。

【学年進行による部活動の地域展開イメージ】

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
令和8年度 入学生 (現中1)	中1		中2		中3			
	学校部活動		学校部活動		学校 部活動	学校部活動 ↓ 地域クラブ等		
令和9年度 入学生 (現小6)			中1		中2		中3	
			学校部活動		学校 部活動	学校部活動 ↓ 地域クラブ等	学校 部活動	地域クラブ等
令和10年度 入学生 (現小5)					中1		中2	
					学校 部活動	学校部活動 ↓ 地域クラブ等	学校 部活動	地域クラブ等
令和11年度 入学生 (現小4)							中1	
							学校 部活動	地域クラブ等

6 平日・休日の過ごし方

令和10年度中に、休日は学校部活動に代わる新たなスポーツ・文化芸術活動を開始することから、中学生が主体的に平日・休日の過ごし方について考え、自己選択・自己決定することが可能となります。

【地域展開後の中学生の休日の過ごし方のパターン例】

① 休日も学校部活動と同じ種目を行いたい

平日	学校部活動（野球）
休日	地域クラブ活動（野球）

② 休日と平日で異なる種目を行いたい

平日	学校部活動（美術）
休日	地域クラブ活動（バドミントン）

③ 平日は学校部活動に参加するが、休日は自分の時間を過ごしたい

平日	学校部活動（バレーボール）
休日	自宅や習い事など

④ 平日は学校部活動に参加しないが、休日は活動したい

平日	自宅や習い事
休日	地域クラブ活動（ダンス）

⑤ 平日、休日共に自分の時間を過ごしたい

平日	自宅や習い事 等
休日	

7 認定地域クラブ活動の実施にむけた体制整備

地域展開後のスポーツ・文化芸術活動等の受け皿の1つとして、地域クラブ活動のうち、市教育委員会が一定の基準に基づき認定した活動を「認定地域クラブ活動」と位置付け、その実施に向けた体制整備を行います。

認定地域クラブ活動を通して、子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えていきます。

なお、本方針において「認定地域クラブ」とは、認定地域クラブ活動を実施する団体又は組織を指します。認定地域クラブ活動及び認定地域クラブの具体的な考え方については、「V 認定地域クラブ活動について」に示します。

V 認定地域クラブ活動について

1 定義・目的・理念

認定地域クラブ活動とは、国が示した要件、認定手続等に基づき、市教育委員会が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動のことをいいます。また、本方針において「認定地域クラブ」とは、認定地域クラブ活動を実施する団体又は組織をいいます。

認定地域クラブ活動は、東広島市の子供たちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とします。認定地域クラブ活動を通して、子供たちは、勝利だけを目的とするのではなく、誰しものが平等にスポーツや芸術のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツや芸術に親しむ態度を育むことを目指します。

2 位置付け

認定地域クラブ活動は、学校が設置・運営する学校部活動とは異なり、地域の団体等が主体となって運営する学校外のスポーツ・文化芸術活動です。本市においては、社会教育法、スポーツ基本法及び文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、認定地域クラブ活動を、地域における社会教育活動として位置付けます。

認定地域クラブ活動への参加は、生徒本人の意思による自主的・主体的な参加を基本とし、参加の有無によって学校教育上の評価その他の取扱いに差が生じるものではありません。

認定地域クラブ活動は、単に学校部活動の受け皿となることのみを目的とするものではなく、学校では設置が難しい競技・種目や文化芸術活動、新たな活動機会の創出、複数活動への参加など、生徒一人一人の興味・関心や目標に応じた多様な活動環境の形成を目指します。

また、認定地域クラブ活動は、競技力や技能の向上、大会やコンクールへの参加を目指す活動だけでなく、楽しさや仲間との交流、健康づくり、生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことを目的とした活動についても等しく尊重するものとします。その上で、活動を通して生徒が自主的・自発的に大会での勝利や

コンクールでの入賞等を目標とする場合には、その思いを尊重し、生徒一人一人の興味・関心や目標、心身の成長に応じた活動を行うものとします。

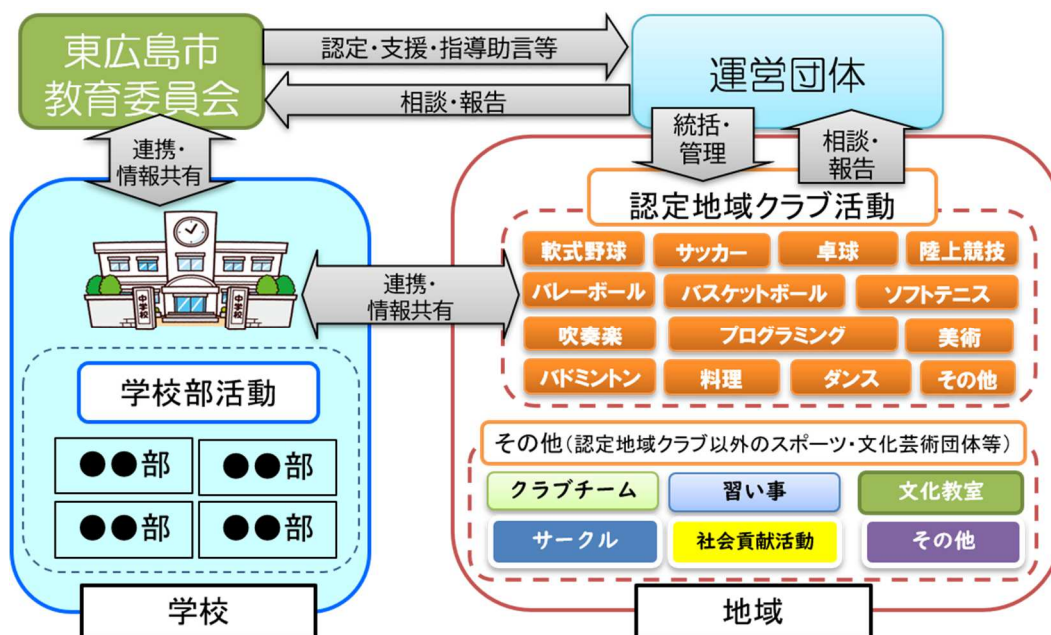
さらに、生徒は認定地域クラブ活動だけでなく、学校部活動、地域活動、習い事、家庭生活その他の活動を含め、自らの興味・関心や生活スタイルに応じた活動選択を行うことができるものとします。

【参考】学校部活動と認定地域クラブ活動との違い

	学校部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	学校	認定地域クラブ（認定された地域の様々な団体） （例）競技団体、スポーツ少年団、保護者会、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者、文化・芸術団体、NPO法人、企業（実業団）、大学 等
指導者	教員、部活動指導員等	地域の指導者、退職教員、大学生、希望する教員（兼職兼業の許可を得ている者）等
参加者	当該校の生徒	東広島市内生徒等 （参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、その他公共施設 等
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等
責任	学校	実施主体

3 実施体制

認定地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施します。



※ 実施体制は現時点のイメージであり、今後変更する場合があります。

(1) 教育委員会

教育委員会は、本方針の推進主体として、制度設計、地域クラブの認定、情報発信、関係機関との調整及び活動機会の確保に向けた各種整備を行います。

(2) 運営団体

教育委員会においては、認定地域クラブ活動運営団体（仮称）（以下、「運営団体」という）を設置し、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行う体制を整備していきます。また、認定地域クラブ活動を持続可能なものとするために、運営団体において、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成、実施主体への指導者等の紹介のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行います。

(3) 認定地域クラブ（実施主体）

各活動については、東広島市によって認定された認定地域クラブ（実施主体）が担います。認定地域クラブは、既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民、保護者会、各種団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定されます。

認定地域クラブの活動形態については、学校部活動移行型や合同チーム型など、地域や競技の実情に合わせて、中学校区単位や近隣校同士の学校、地域ごとや市内全域等、枠を超えた活動が考えられます。また、学校部活動にない種目や複数の競技を体験できる活動の導入も考えることで、多様なニーズに応じた子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとします。

【運営団体】

【運営・管理】

運営方針、運営計画の策定
運営人材の確保・育成、運営業務の効率化
保険加入状況や補償内容の確認

実施主体の活動状況の管理、会費徴収、指導助言、相談対応
責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成
リスク管理等の研修実施

【認定地域クラブ（実施主体）】

競技団体

スポーツ少年団

保護者有志

文化・芸術団体

NPO法人

企業・トップチーム 等

【運営・管理】

収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理、競技団体等への登録、大会コンクールへの参加申込・運営従事

【活動実施に向けた準備】

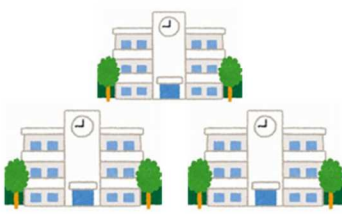
活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）、指導者・活動場所・移動手段・消耗品や備品等の確保、学校との連携・情報共有、入会手続

【活動実施】

参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）、安全確保の取組、ニーズを踏まえた活動の実施、体験会の開催

※ 運営団体と認定地域クラブの役割分担は現時点のイメージであり、今後変更する場合があります。

【認定地域クラブの形態例】

型	学校部活動移行型	合同チーム型	市内チーム型
概要	各中学校の学校部活動が地域クラブ活動へ移行する	複数の中学校の生徒を集めて地域クラブ活動を行う	市内全域から中学生を募集し、地域クラブ活動を行う
対象	各中学校の生徒	複数中学校の生徒	市内全域の中学生
活動場所	学校又は公共施設等	① それぞれの学校又は公共施設等 ② 拠点校（施設）	学校又は公共施設等
運営者	競技団体、保護者有志、文化・芸術団体、NPO法人、企業・トップチーム 等		
イメージ例	 ・ A中野球部→A野球クラブ	 ・ A中、B中サッカー部→合同サッカーチーム	 ・ 市内全域中学生を対象にした陸上の合同練習会

型	地域サークル型	ニュースタイル型
概要	スポーツ少年団等の世代限定の活動や地域で行われている様々な活動に中学生が加わり活動する	新種目の導入や週替わりで種目を変える等、これまでにない活動を行う
対象	多世代	活動内容によって異なる
活動場所	学校又は公共施設等	市内施設
運営者	競技団体、保護者有志、文化・芸術団体、NPO法人、企業・トップチーム 等	
イメージ例	 ・ スポ少チームやママさんバレーチームに中学生が参加 ・ 地域のグラウンドゴルフや料理教室に中学生が参加	 ・ バドミントンやeスポーツの団体 ・ 複数の種目を行う団体

4 活動時間・休養日について

認定地域クラブ活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドラインに準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守します。

- (1) 平日は、少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の活動日等に振り替える。
- (2) 休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- (3) ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日の活動では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）の活動では原則3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

5 活動場所・移動について

活動場所については、学校施設に加え、公共スポーツ施設、社会教育施設等の確保に努めます。教育委員会は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行います。

活動場所への移動については、生徒本人か保護者送迎を基本とします。

6 費用負担・会費

認定地域クラブ活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とします。実施主体は、活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。また、認定地域クラブとしての活動は、営利を主目的としないものとします。

教育委員会は、経済的に困窮する世帯の生徒への支援を含め、適切な参加費の設定や保護者等の負担軽減等を図るため、必要に応じて対策を講じます。

7 指導者及び指導の在り方

認定地域クラブ活動においては、生徒が安全・安心にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、国のガイドラインを踏まえ、適切な指導体制の確保及び指導者の資質向上に努めます。

認定地域クラブ活動における指導者等は、実施主体の活動計画に基づき、練習等における指導、活動中の安全管理、大会・コンクール等への引率その他活動の実施に必要な役割を担うものとします。

(1) 指導の基本方針

指導者等は、参加者の心身の健康管理及び事故防止を徹底するとともに、体罰、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に努めるものとします。また、参加者との十分なコミュニケーションを図りながら、適切な休養、過度な練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な練習方法の導入等に努めるものとします。指導に当たっては、中央競技団体、文化芸術団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用し、専門性と安全性の両面に配慮した指導を行うものとします。

(2) 適切な指導体制の確保

認定地域クラブ活動においては、生徒が安全・安心に活動できるよう、活動内容、参加人数、活動場所、参加者の発達段階等に応じた適切な指導体制を確保するものとします。活動時には、事故やけが、体調不良、トラブル等に

速やかに対応できるように、責任者及び指導者等の役割を明確にし、緊急時の連絡体制を整備するものとします。また、活動の実施に当たっては、原則として複数名による指導又は見守り体制を整えるよう努めるものとします。

(3) 指導者等の要件

認定地域クラブ活動において指導する指導者等は、運営団体、又は教育委員会が指定する研修を受講した者としします。指導者等は、関係団体が主催する研修会等にも積極的に参加し、技能等の指導に関する知識だけでなく、生徒の発達段階、成長期における心身の状態、個人の特性に応じた配慮、安全管理、健康管理、コンプライアンス等に関する知識の習得に努めるものとします。

(4) 指導者の確保及び育成

教育委員会は、運営団体、地域のスポーツ・文化芸術団体、大学、関係機関等と連携し、認定地域クラブ活動に必要な指導者の確保及び育成に努めます。指導者については、スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等、公認スポーツ指導者、競技・活動経験のある大学生、保護者、地域人材など、多様な関係者の中から、専門性や資質・能力を有する人材の発掘・把握に努めるものとします。

(5) コンプライアンスの徹底と指導上の問題への対応

指導者等に、暴力、暴言、体罰、ハラスメントその他問題となる行動が見られた場合又はその疑いがある場合には、教育委員会、運営団体及び実施主体が連携し、事実確認を行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携しながら、公平・公正に対応するものとします。また、事実確認の結果、指導者等による不適切な指導又は本方針の趣旨に反する行為が認められた場合、教育委員会は、運営団体及び実施主体と連携し、必要に応じて、活動状況の確認、指導者への改善指導、当該指導者の活動停止、又は交代の要請その他必要な措置を講じるものとします。

なお、生徒及び保護者が安心して相談できる体制の在り方については、今後、運営体制の整備状況を踏まえながら検討するものとします。

8 安全確保（保険の加入等）

(1) 生徒の健康状態の把握、熱中症の防止等

- (ア) 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導します。
- (イ) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、水分補給や休息時間等の設定、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めます。

（２） 用具・施設の点検、緊急時の連絡体制

- （ア）施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関へ緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期します。
- （イ）使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに中学校又は運営団体に報告します。使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導します。

（３） 応急手当、緊急時の対応、保険の加入等

- （ア）事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び実施主体の責任者に報告を行います。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、可能な限り速やかに東広島市教育委員会に報告します。
- （イ）活動の参加者、指導に携わる指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けます（例：スポーツ安全保険 生徒 800円／年）。また、自転車を使用する場合は自転車保険に加入します。訴訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。運営団体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して指定する保険の加入を義務付けることとします。

９ 管理運営体制（規約等に基づく適正な運営）

認定地域クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すため、クラブ規約等を策定し、活動目的、運営体制、参加費、活動内容、安全管理、退会手続等について、入会前に生徒及び保護者へ十分に説明し、理解を得るものとします。

また、認定地域クラブは、規約等に基づき適切に団体運営を行うものとし、会計については、収入及び支出を明確に管理するとともに、総会等の公の場において報告し、承認を受けるなど、透明性のある管理運営に努めるものとします。

活動中に事故、けが、クラブ員同士のトラブルその他の問題が発生した場合は、各クラブの管理責任において速やかに状況を確認し、適切に対応するものとします。その際、保護者への連絡を確実にを行うとともに、必要に応じて学校、教育委員会、警察、医療機関その他関係機関と連携するものとします。

なお、クラブ員及び保護者の氏名、連絡先、健康状態、緊急連絡先等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を踏まえ、利用目的を明確にした上で、適正に取得、管理及び利用するものとします。

10 学校との連携

認定地域クラブは、生徒が安心して活動に参加できるよう、活動方針、活動計画、活動状況等について、必要に応じて当該生徒の在籍校と情報共有を行うもの

とします。特に、生徒が平日に学校部活動へ参加し、休日に認定地域クラブ活動へ参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から、学校部活動の顧問等と必要な情報共有を行うものとします。また、学校行事、定期試験、施設利用状況等を考慮した上で、月ごとの活動計画を作成し、参加者及び保護者へ周知するとともに、必要に応じて当該中学校へ共有するものとします。

1 1 関係団体・大学・企業との連携について

教育委員会は、スポーツ協会、文化連盟、中学校体育連盟、中学校文化連盟、大学、NPO法人、保護者会、地域団体等との連携や協力体制を構築していきます。その際、各団体等が有する専門性、人材、施設、活動実績、ネットワーク等、それぞれの強みを生かすとともに、本市がこれまで取り組んできた地域連携モデル、大学連携モデル、団体連携モデル等の成果や課題を踏まえながら、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の充実に努めます。

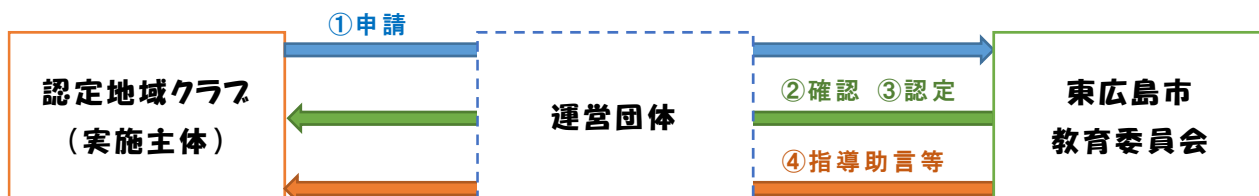
また、民間企業との連携については、地域の実情や活動内容、制度設計の状況等を踏まえながら、持続可能な活動環境づくりに資する連携の在り方について検討します。

1 2 認定方法・手続き等

認定を受けようとする地域クラブの代表者は、市教育委員会が指定した申請書類を、運営団体を経由して市教育委員会に提出する必要があります。市教育委員会は、申請書類を基に認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒヤリングを行った上、認定の可否を決定し、申請団体に通知します。

認定地域クラブ認定後、次の各号のいずれかに該当することが判明した時は、認定の取り消し及び補助金の全部又は一部の返還を命じます。

- ・ 申請内容に虚偽の申告があったとき
- ・ 認定地域クラブ運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき
- ・ 認定地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ・ その他、認定地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき



- ① 地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体を経由して市教育委員会に提出する）
- ② 市教育委員会による確認（必要に応じて現地調査等を実施）
- ③ 市教育委員会による認定
- ④ 市教育委員会による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取り消し）

Ⅵ 大会・コンクールの在り方

中学校体育連盟が主催する大会等については、中学校単位での参加を基本とします。ただし、中学校単独でチームを編成することが難しい場合には、主催団体が定める規程に基づき、複数校による合同チームでの参加が可能となる場合があります。また、大会参加要件を満たす場合には、認定地域クラブ活動として大会へ参加することも考えられます。その際は、参加資格、登録手続、引率体制、保険加入、安全管理、費用負担等について、認定地域クラブが責任をもって確認し、参加者及び保護者へ事前に説明するものとします。

大会に参加する際に、学校部活動又は認定地域クラブ活動のいずれの所属で出場するかについては、主催団体が定める規程や参加要件を踏まえ、学校部活動と認定地域クラブ活動の実施主体が必要に応じて協議し、生徒及び保護者の意向も確認しながら、適切に整理するものとします。

なお、大会への参加は、原則として「学校部活動」又は「認定地域クラブ活動」のいずれかによるものとし、同一大会において、同一生徒が双方から重複して参加することがないように留意します。

大会・コンクール等への参加に当たっては、主催団体が定める規程等を遵守するとともに、大会・コンクール等の円滑な運営に協力するものとします。

Ⅶ 教員等の兼職兼業

休日における指導を希望する教員については、本人の意思を尊重し、健康への配慮や勤務校における業務への影響、学校運営に支障がないことの事前確認等も含めた上で、兼職兼業を行うことを可能とします。

○兼職兼業を行うことが可能な条件

- ・当該教員等が希望する場合（希望していない場合は認めない。）
- ・教育公務員特例法第17条（兼職及び他の事業等の従事）や地方公務員特例法第38条（営利企業への従事等許可）の規定に基づく場合
- ・校長による本務への支障の有無等の確認後、了承し、サービスを監督する東広島市教育委員会が許可した場合

＜兼職兼業の留意点＞

- ・周囲の要望や同調圧力等による教師等への依頼にならないようにする。
- ・時間外在校等時間と地域クラブ従事時間の合計が、複数月平均80時間を超えないように、学校と東広島市教育委員会が管理する。（教師等の心身の健康の確保のために、時間外在校等時間と地域クラブ従事時間の合計が月45時間以内となること）
- ・改善が見られない場合は、兼職兼業等を解除する。

Ⅷ その他

今後、国や広島県が新たな方針を示した場合などは、必要に応じて本推進方針の見直しを行います。

【東広島市部活動の地域展開に係るロードマップ】

